

改正

令和4年9月6日規則第6号

那須烏山市公用車管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、別に定めるもののほか、市が所有し、又は賃借して市の業務の用に供する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいい、那須烏山市消防団に所属するものを除く。以下「公用車」という。)の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共用車 総務課に配属し、各課等(本庁の課及び議会事務局並びに出先機関をいう。以下同じ。)の業務の用に供する公用車をいう。
- (2) 配属車 各課等に配属し、専ら当該課等の業務の用に供する公用車をいう。

(総括管理責任者等)

**第3条** 公用車の維持管理、安全運転管理及び事故処理その他公用車の管理に関する業務を総括管理させるため、総括管理責任者及び副総括管理責任者(以下「総括管理責任者等」という。)を置く。

- 2 総括管理責任者は副市長の職にある者をもって充て、副総括管理責任者は総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副総括管理責任者は、総括管理責任者の業務を補助するとともに、総括管理責任者に事故があるとき、又は総括管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

(管理責任者)

**第4条** 公用車の運行を管理させるため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、共用車にあつては総務課長の職にある者を、配属車にあつては当該配属車が配属されている各課等の長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 管理責任者の職務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 公用車の点検及び整備に関すること。
  - (2) 公用車の鍵の保管に関すること。
  - (3) 公用車車庫の管理に関すること。
  - (4) 公用車の運行計画に関すること。
  - (5) 公用車を運転する職員(以下「運転者」という。)が行った運行前点検の結果に基づく運行の可否の決定に関すること。
  - (6) 公用車点検整備記録簿(別記様式第1号)その他公用車整備に必要な記録簿の管理に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、公用車の管理に関すること。

(安全運転管理者等)

**第5条** 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項及び第4項の規定により、次に掲げる施設に安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を置く。

- (1) 烏山庁舎
  - (2) 南那須庁舎
  - (3) その他安全運転管理者等の選任を必要とする施設
- 2 安全運転管理者等は、前項各号に掲げる施設の管理を担当する職員のうち道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の9に規定する要件を有する者をもって充てる。この場合において、当該職員は、別に辞令を發せられることなくその職にある間は、安全運転管理者等を命ぜられているものとみなす。
- 3 安全運転管理者等は、施行規則第9条の10各号に定める業務のほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) 公用車の運行状況について報告を求め、又は調査するとともに、安全運転に必要な指示及び助言をすること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、運転者に対する安全運転の指導及び監督をすること。
- 4 安全運転管理者等は、施行規則第9条の10第6号の規定によるアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いた検査を行うため、アルコール検知器を各課等に備え付けるものとする。
- 5 安全運転管理者等は、施行規則第9条の10第7号の規定により前項の検査の内容を記録するため、公用車運転前後の酒気帯び確認記録簿（別記様式第2号）を各課等に備え付けるものとする。

一部改正〔令和4年規則6号〕

（所属長の責務）

**第6条** 運転者が所属する各課等の長（以下「所属長」という。）は、運転者の安全運転の状況に常に留意し、安全運転管理者等が行うべき職務に準じ、運転者に対し必要な指示及び助言をしなければならない。

- 2 所属長は、運転者に対し、当該運転者の運転前後においてアルコール検知器による検査を行わせ、当該検査の結果を公用車運転前後の酒気帯び確認記録簿に記録させなければならない。
- 3 所属長は、前項の規定による記録について確認し、異常が認められるときは、安全運転管理者等へ報告するものとする。
- 4 所属長は、運転者が運転免許証の不携帯、体調の不良その他の理由により運転をすることに支障があると判断したときは、運転者の交代その他必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和4年規則6号〕

（運転者の責務）

**第7条** 運転者は、公用車を使用するに当たっては、公用車が公務の用に供するものであることを強く認識し、常に道路交通法その他交通法令を遵守し、細心の注意をもって安全運転に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第9条及び第10条の規定により配車を受けた公用車を使用するときは、管理責任者の承認を受け、鍵を借り受けるとともに、当該公用車の運行を開始する前に、必ず運行前点検を実施すること。この場合において、当該運行前点検の結果、当該公用車の異常を確認したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けること。
- (2) 出張命令に従った合理的経路により運行するとともに、みだりに当該公用車を他の職員その他の同乗者に運転させてはならないこと。
- (3) 公用車の使用は、管理責任者が必要と認めるときを除き、勤務時間内とすること。
- (4) 公用車の運行中、当該公用車の異常を確認したとき、その他当該公用車の修理又は整備が必

要と認められる事態が生じたときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けること。

(5) 疾病、過労その他の理由のため安全運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を管理責任者又は所属長に申し出ること。

(6) 帰庁した際には所定の位置に公用車を駐車し、当該公用車の車内外の異常の有無を確認するとともに、必要に応じ清掃をし、公用車運転記録簿（別記様式第3号）に所定事項を記入すること。

(7) 前号の措置を行った後は、公用車を確実に施錠し、管理責任者に帰庁の報告をするとともに、鍵を所定の保管場所に格納すること。

2 運転者は、前項各号に掲げる場合のほか、運行前、運行中及び運行後の公用車の異常を確認したときは、前項第7号の報告に際しその内容を併せて管理責任者に報告しなければならない。

3 運転者は、前条第2項の検査を行ったときは、所属長に対して口頭により当該検査の結果を報告しなければならない。

一部改正〔令和4年規則6号〕

（同乗者の責務）

**第8条** 公用車に同乗する者は、運転者の補佐的な立場にあるものとし、公用車の運転中にあつては運転者と同様に安全運転に配慮しなければならない。

2 公用車に同乗することができる者は、原則として職員とする。ただし、所属長が公務の遂行上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 運転者は、前項ただし書の規定により職員以外の者が公用車に同乗したときは、当該同乗に係る事項に関し公用車運転記録簿に記載しなければならない。

（共用車使用の手続等）

**第9条** 共用車を使用しようとする者は、当該共用車の使用前に庁内ネットワーク上のグループウェアにより、使用の申込みをしなければならない。

2 管理責任者は、前項の申込みがあつた場合においてこれを適当と認めるときは、配車を行うものとする。

3 管理責任者は、共用車を適切に運行するため、必要に応じて配車換え、乗合等を調整することができる。

（配属車使用の手続等）

**第10条** 配属車は、当該配属車の管理責任者が配車する。ただし、これを配属車の用途以外に使用するときは、総括管理責任者の承認を受けなければならないものとする。

2 管理責任者は、管理する配属車について各課等の長から配車の要請があつたときは、業務に支障のない限りこの要請に応じなければならない。

（事故の処理及び報告）

**第11条** 運転者は、公用車に係る事故が発生したときは、直ちに負傷者の救護、危険防止等の措置を講じ、警察への届出その他法令で定める措置を適切に行うとともに、直ちに所属長にその状況を報告し、その指示を受けなければならない。

2 所属長は、前項の規定により報告を受けたときは、直ちに管理責任者、副総括管理責任者及び総括管理責任者に必要な事項を報告するとともに、事故の状況を確認し、相互に協力して事故の処理に当たらなければならない。

3 前項に定めるもののほか、所属長は、速やかに事故の状況について調査の上、公用車事故発生報

告書（別記様式第4号）を作成し、管理責任者、副総括管理責任者及び総括管理責任者を通じ、市長に報告しなければならない。

一部改正〔令和4年規則6号〕

（公用車の異動）

**第12条** 管理責任者は、公用車に異動が生じたときは、自動車検査証の写しを添えて副総括管理責任者及び総括管理責任者に報告しなければならない。

（その他）

**第13条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年9月6日規則第6号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。